

## 認定鳥獣捕獲等事業者の皆さんへ ～求められる高い技能と意識～



認定鳥獣捕獲等事業者制度は、安全かつ効率的に組織的な捕獲を行う事業者を認定することにより、新たな捕獲事業の担い手を育成・確保するために導入されました。様々な場面で公的な捕獲事業を安全かつ適切に進めていくことが期待されており、将来的には、鳥獣の生息状況や被害状況の調査、管理のための計画の検討、捕獲後のモニタリング、評価及び計画の見直しへの関与など、地域の鳥獣保護管理の総合的な担い手としての役割が期待されています。

そうしたことを踏まえ、認定鳥獣捕獲等事業者の皆さんは、高い誇りと責任感を持ち、日頃から鳥獣の保護管理に関する知識や技能の向上のため、自己研鑽に努める必要があります。このニュースレターは、認定鳥獣捕獲等事業者として知っておくべき基礎知識、捕獲事業に関する最新のトピックスや技術情報をお伝えするため、不定期に発行するもので、本誌を参考に研修などを実施し、認定鳥獣捕獲等事業者としての対応能力の向上に努めてください。

## 目次

- **トピックス1～法体系の基礎知識と平成28年の改正ポイントの解説～** ..... 2  
認定鳥獣捕獲等事業者や指定管理鳥獣捕獲等事業と関連する計画等の全体像を改めて示すとともに、細かな改正で何が変わったのか解説します。
- **トピックス2～指定管理鳥獣捕獲等事業で使用する実包の取扱等について～** .. 4  
指定管理鳥獣捕獲等事業で使用する実包等についての火薬類取締法に基づく取扱状況の実態調査等に関するお知らせです。
- **トピックス3～認定鳥獣捕獲等事業者講習会のFAQ～** ..... 6  
平成28年度5会場で開催した認定鳥獣捕獲等事業者講習会で多く寄せられた質問について、環境省からの回答を掲載しますので、参考にしてください。
- **トピックス4～認定後に実施する研修内容の具体例～** ..... 7  
認定鳥獣捕獲等事業者の皆さんには、毎年5時間以上の研修（安全管理講習、技能知識講習等を復習したり、最新の法令等の変更点等を習得）を実施する義務があります。ここでは、例えば何を研修すればよいのか、具体的に紹介します。

# 法体系の基礎知識と平成 28 年の改正ポイントの解説

平成 27 年 5 月 29 日、「鳥獣保護法」は、「鳥獣保護管理法」になりました。平成 28 年度には、事業管理責任者の要件が変更になる施行規則の改正など、細かな改正を行っています。

認定鳥獣捕獲等事業者の皆さんには、認定鳥獣捕獲等事業者や指定管理鳥獣捕獲等事業と関連する計画等の全体像を正しく理解して、改正点を理解することが求められます。

そこで今回のトピックスでは、認定鳥獣捕獲等事業者や指定管理鳥獣捕獲等事業と関連する計画等の全体像を以下に改めて示すとともに、細かな改正で何が変わったのか解説します。

## 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

### 環境大臣が策定するもの

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（第 3 条）

### 都道府県知事が策定・実施するもの

鳥獣保護管理事業計画（第 4 条）  
（すべての鳥獣を対象）

第一種特定鳥獣保護計画（第 7 条）  
（生息数が著しく減少または生息範囲が縮小している鳥獣）

第二種特定鳥獣管理計画（第 7 条の 2）  
（生息数が著しく増加または生息範囲が拡大している鳥獣）

検証・評価

指定管理鳥獣捕獲等事業実施  
計画（第 14 条の 2）

認定

認定鳥獣捕獲等事業者  
（第 18 条の 2～10）

主な委託先  
← 受託

### 都道府県知事または国の機関

指定管理鳥獣捕獲等事業  
の実施

※認定鳥獣捕獲等事業者は指定管理鳥獣捕獲等事業以外の捕獲等事業も受託することが可能です。



## 認定鳥獣捕獲等事業者・基準の何が変わったの？

### (1) 事業管理責任者の選任できる対象を変更 **改正**

<b>改正前</b>	法人が雇用する者の中から選任。	➔	<b>改正後</b>	代表者及び役員等、及び法人が雇用する者（認定を受けようとする者が地方公共団体の場合にあつては、その職員）の中から選任。
------------	-----------------	---	------------	---

### (2) 麻醉銃のみ使用する捕獲従事者は、「射撃練習が必要な捕獲従事者」から除く **新規追加**

麻醉銃のみを所持して捕獲等事業を実施する者が認定を受ける場合、麻醉銃のみを使用する捕獲従事者については、射撃場における射撃練習が必要な捕獲従事者から除く  
 ※麻醉銃は射撃場での練習ができず、有効射程距離が短く安全対策が取りやすいため

### (3) 暴力団員等に係る欠格要件の変更

認定申請者である役員等が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日からの期間を変更 **改正**

<b>改正前</b>	暴力団員又は暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者に該当しないこと。	➔	<b>改正後</b>	暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと。
------------	---------------------------------------	---	------------	---------------------------------------

### (4) 変更の認定を要しない軽微な変更の届出では認定証書き換えが必要に **改正**

<b>改正前</b>	認定鳥獣捕獲等事業者名や住所、代表者等の軽微な変更の届け出をする場合は、認定証の書換えを受けることができる。	➔	<b>改正後</b>	認定鳥獣捕獲等事業者名や住所、代表者等の軽微な変更の届け出をする場合は、認定証の書換えを受けなければならない。
------------	--	---	------------	---



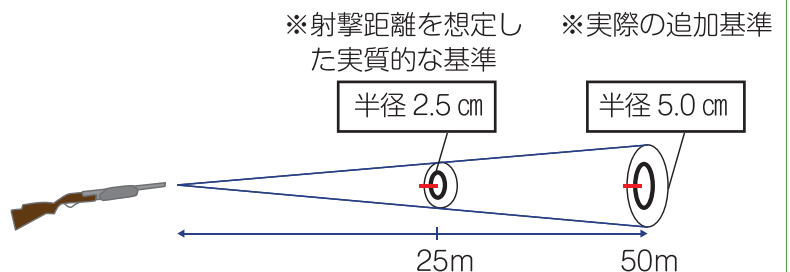
## 夜間銃猟ができる捕獲従事者の基準にライフル銃以外の銃の基準を追加！

技能要件で求めている対象個体の頭頸部を確実に狙撃する『標的の中心から2.5 cmの範囲』の要件とともに、ライフル銃以外の銃（散弾銃、ハーフライフル）を対象とした『標的の中心から5.0 cmの範囲（ライフル銃を除く）』の基準を追加。

## ライフル銃以外の銃の基準

この基準の追加により、より近い射撃距離を想定した基準が追加されました。上記の基準は、射撃距離が近い散弾銃においてもライフル銃と同様に厳しい技能要件を定めたものです。つまり、実際に散弾銃の射撃距離として想定される20～30mの近距離射撃において、ライフル銃と同様の技能要件として、半径2.5 cmの範囲を想定したものであり、射撃技能を確認する際には射撃距離は倍となる50mの距離で標的の半径も倍の5.0 cmを基準としたものです。

射撃技能を確認した標的の大きさにより、使用できる銃の種類が異なります。



標的の大きさ	夜間銃猟で使用できる銃の種類		
	ライフル銃	ハーフライフル	散弾銃
半径 2.5 cm	○	○	○
半径 5.0 cm	—	○	○

## 指定管理鳥獣捕獲等事業で使用する実包の取扱等について

- 指定管理鳥獣捕獲等事業で使用する実包等については、「譲受」「消費」「製造」の許可が必要です。

指定管理鳥獣捕獲等事業で使用する実包等の「譲受」「消費」は都道府県公安委員会の、「製造」については都道府県知事（平成29年4月1日以降は、管轄する指定都市がある場合は指定都市の長）の許可が必要です。許可に関する手続きについては、「譲受」「消費」については管轄の都道府県公安委員会に、「製造」については都道府県等担当部局にお問い合わせください。

- 指定管理鳥獣捕獲等事業実施に係る実包の譲受の許可廃止提案に関して調査にご協力ください。

平成28年地方分権改革に関する提案募集において、「指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包の譲受けの許可の廃止」が複数の自治体から提案されたことを受けて、内閣府、経済産業省、警察庁、環境省で対応を検討するため、指定管理鳥獣捕獲等事業で使用されている実包等の実態調査を実施することになり、その結果を踏まえて平成30年中に結論を得ることとしています。都道府県を経由して、受託事業者の捕獲従事者の皆様宛にアンケート調査を配布しますので、ご協力の程よろしくお願い致します。

※「実包等」…ライフル銃用及び散弾銃用に使用する実包、雷管、無煙火薬、黒色猟用火薬を指します。

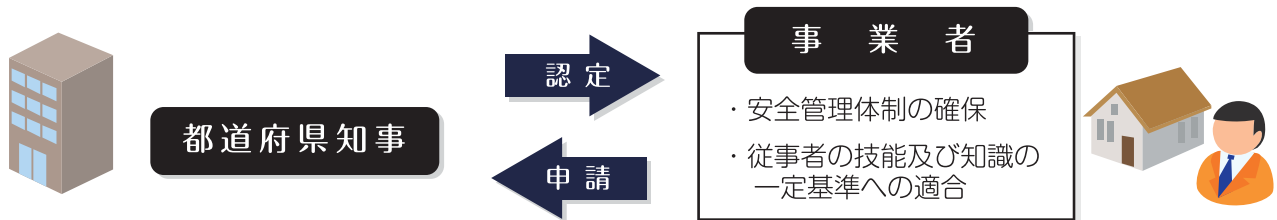
- 指定管理鳥獣捕獲等事業で使用する銃砲の所持許可証の所持目的は「有害鳥獣駆除」です。

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に伴って、実包の譲受や消費の許可を受ける場合には、銃砲所持許可証に記載される目的は、「有害鳥獣駆除」となりますので、実包等の譲受許可を受けるに当たっては、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者証を呈示することと併せて、指定管理鳥獣捕獲等事業に使用する銃の所持許可の用途が「有害鳥獣駆除」となっているか確認してください。「有害鳥獣駆除」が用途になっていない場合、指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する前に書換手続きを取るようになしてください。

銃砲所持許可証 用途記載欄		銃を使用する際の目的			指定管理鳥獣捕獲等事業
		有害鳥獣駆除	狩 猟	標的射撃	
有害鳥獣駆除	○	×	○	○	
狩 猟	×	○	○	×	
標的射撃	×	×	○	×	

## 【コラム】 そもそも、認定鳥獣捕獲等事業者制度と指定管理鳥獣捕獲等事業は違います！！

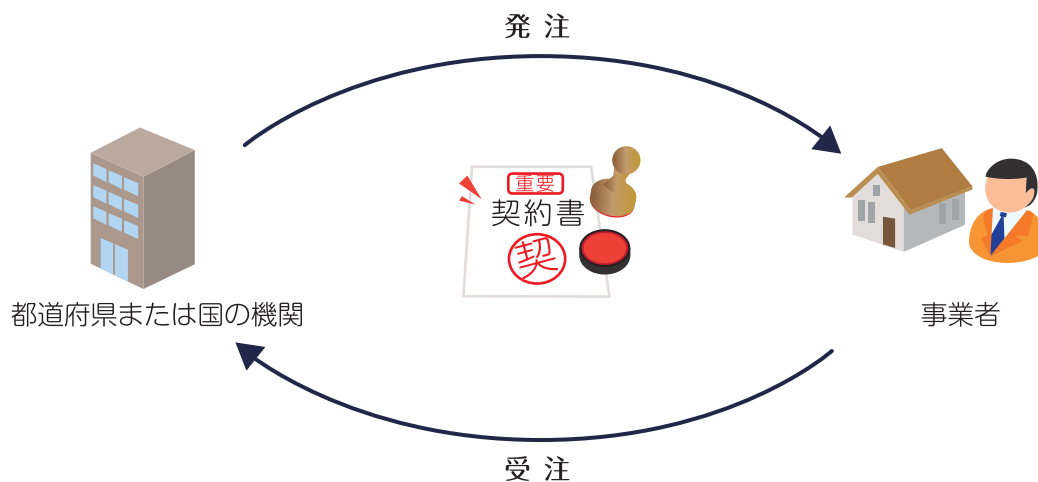
### 認定鳥獣捕獲等事業者制度



都道府県知事は、事業者が安全管理体制を有し、従事者の技能及び知識が一定基準に適合していることを「認定する」制度です。

※認定鳥獣捕獲等事業者制度は事業の受託を保証するものではありません。

### 指定管理鳥獣捕獲等事業



指定管理鳥獣捕獲等事業は、都道府県または国の機関が発注します。認定鳥獣捕獲等事業者をはじめとする鳥獣捕獲等の事業者は、入札に応札し、落札した事業者が発注者（都道府県または国の機関）と契約して実施する事業が、指定管理鳥獣捕獲等事業です。

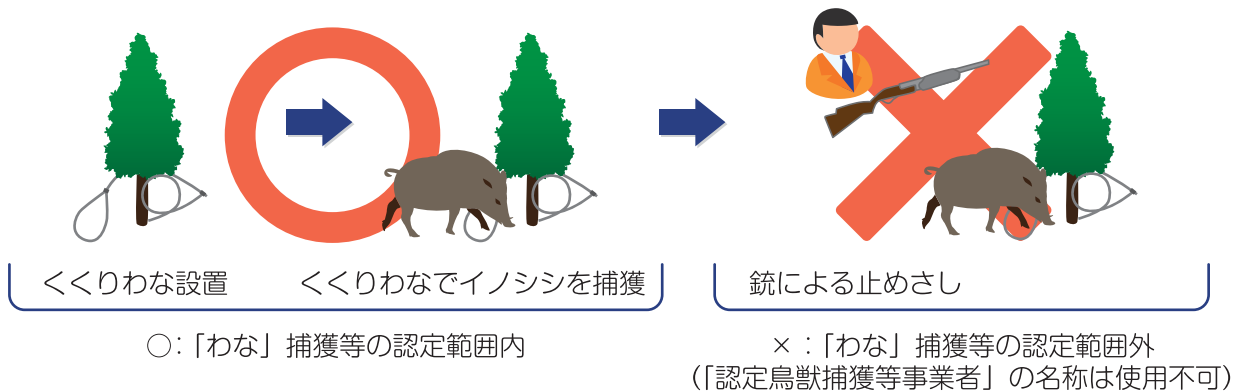
- ※ 入札参加資格に、「認定鳥獣捕獲等事業者であること」が条件となることが今後想定されます（こうした入札参加資格は、事業ごとに設定されます）。
- ※ 指定管理鳥獣捕獲等事業は都道府県等が実施する公的資金が入った捕獲等事業で、業務契約に基づく捕獲が求められます。契約で指定された捕獲方法や捕獲区域等が仕様書等で示されている場合には、必ず契約事項を守る必要があります。また、報告書等の提出を求められている書類は、適切に作成して提出するようにしましょう。

## Q1

捕獲方法としてわなのみ認定を受けている認定鳥獣捕獲等事業者が、銃による止めさしを認定鳥獣捕獲等事業者として実施できない、ということはどういうことか？

A 銃による止めさしは、銃による捕獲と同一の行為とみなされます。

そのため、わなのみの認定を受けている事業者が銃を使って捕獲する場合には、認定を受けた「わな」捕獲の範囲外になります。認定を受けた猟法の範囲外になる行為を行う場合、「認定鳥獣捕獲等事業者」の名称は使用できません。



※ なお、この場合は、認定鳥獣捕獲等事業者以外のその他環境省で定める者として、発注者が認める場合、銃による止めさしを実施できる場合があります。

## Q2

わなにかかった鳥獣を銃器により止めさしてはだめだと聞いたことがあるが、どういう基準なのか？

A 止めさしに銃器を用いることができるのは、鳥獣の動きを確実に固定できない場合（捕獲が完了していない場合）であって、わなにかかった鳥獣が、どう猛で捕獲等をする者の生命・身体に危害を及ぼすおそれのある場合であることとしています。なお、住宅密集地など銃猟が禁止されている区域では、銃による止めさしはできません。

【詳しい解説】 銃器による止めさしが認められるのは、次の4条件を満たす場合です。

- ☑ わなにかかった鳥獣の動きを確実に固定できない場合であること
- ☑ わなにかかった鳥獣がどう猛で捕獲等をする者の生命・身体に危害を及ぼすおそれがあるものであること
- ☑ わなを仕掛けた狩猟者等の同意に基づき行われるものであること
- ☑ 銃器の使用に当たっての安全性が確保されているものであること

認定鳥獣捕獲等事業者の皆さんは、こうした4条件を踏まえて、捕獲事業の発注機関や捕獲許可証発行機関などの指示の下、適切な止めさし方法の選択をするようにしましょう。

## 認定後に実施する研修内容の具体例

認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者の皆さんには、毎年5時間以上の研修の受講が義務付けられています。研修内容は、安全管理講習、技能知識講習の内容のうち、反復して学ぶ必要がある事項及び最新の知識を得る必要がある事項等について実施します。

事業者においては、事業管理責任者の指導の下、それぞれの事業内容や組織の実態などを踏まえて、重点的に習得すべき項目を定めたり、あるいは別途実施すべき項目を追加したりするなどして、年間の研修計画を構成してください。

研修内容例	テキスト等の例
<b>1. 確実に研修する（改正された法令や最新の知識）</b> (1) 鳥獣法施行規則の改正（H27.12.24） (2) 夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件の改正（H28.7.1） (3) 住居集合地域等における麻酔銃の取扱いについて (4) 鳥獣被害、捕獲数、推定個体数等の最新の情報（都道府県鳥獣保護管理計画、第二種特定鳥獣管理計画等） (5) 新たな捕獲技術等の事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第4版講習テキスト（HP掲載）</li> <li>●ニュースレターやパンフレット（環境省作成）</li> </ul>
<b>2. 反復して学ぶ</b> (1) 自社の安全管理規程の内容と遵守の確認 (2) 鳥獣捕獲等事業の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自社の安全管理規程講習テキスト</li> </ul>
<b>3. 適宜必要な項目を加える</b> <b>(1) ズビエ利用の推進を目指している場合</b> ①野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針 ②ズビエ利用に関する情報や事例紹介	<ul style="list-style-type: none"> <li>●野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン</li> <li>●野生鳥獣被害防止マニュアル（捕獲鳥獣の食肉等利活用（処理）の手法）等</li> </ul>
<b>(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施</b> ①事業としての捕獲等事業について（狩猟や有害捕獲との違い） ②指定管理鳥獣捕獲等事業の評価に必要な捕獲データの収集について（収集したデータを元に事業がどのように評価されるのか等） ③指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定のための調査や評価手法の習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第4版講習テキスト（HP掲載）</li> <li>●特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（HP掲載）</li> <li>●鳥獣保護管理プランナー、捕獲コーディネーター等による指導</li> </ul>
<b>(3) 安全管理（座学）</b> 捕獲等実施中（狩猟を含む）の危険行為やヒヤリハットの事例を元に、その原因と対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業管理責任者等による指導</li> </ul>
<b>(4) 安全管理（現場研修）</b> 現地での安全確保や連絡体制の確認、救急対応訓練等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業管理責任者等による指導</li> </ul>

認定鳥獣捕獲等事業者ポータルサイトを利用ください！

認定鳥獣

検索

環境省ホームページの「野生鳥獣の保護及び管理」のサイトには、認定鳥獣捕獲等事業者が知っておくべき情報を多数掲載しています。

その他、都道府県のホームページでは、第二種特定鳥獣管理計画や事業の発注情報等が掲載されています。

認定鳥獣捕獲等事業者の皆さんは必ずチェックしましょう！



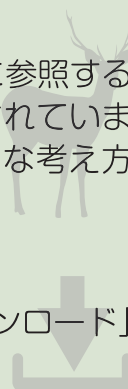
## 「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（シカ編）」

### 概要

都道府県がニホンジカの第二種特定鳥獣管理計画を策定する際に参照するガイドライン。PDCA による計画的な管理や捕獲手法などが示されています。また、「参考資料」では、ニホンジカの保護・管理の基本的な考え方と課題が詳しく記載されています。

### 入手方法

認定鳥獣捕獲等事業者ポータルサイト「講習実施に係る資料ダウンロード」ページから PDF ファイルをダウンロード



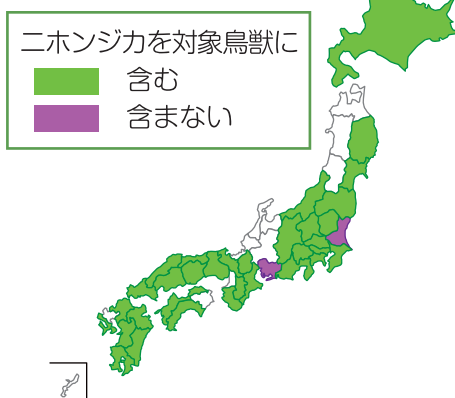
## 認定鳥獣捕獲等事業者の認定状況

### 認定鳥獣捕獲等事業者のいる都道府県

北海道 (16)、岩手県 (1)、宮城県 (3)、福島県 (2)、茨城県 (1)、栃木県 (1)、群馬県 (2)、埼玉県 (1)、千葉県 (2)、東京都 (3)、神奈川県 (5)、新潟県 (3)、山梨県 (3)、長野県 (7)、静岡県 (2)、愛知県 (1)、三重県 (1)、滋賀県 (2)、京都府 (3)、兵庫県 (9)、奈良県 (3)、和歌山県 (1)、鳥取県 (1)、島根県 (3)、岡山県 (4)、広島県 (1)、山口県 (3)、香川県 (3)、愛媛県 (2)、高知県 (2)、福岡県 (3)、長崎県 (2)、熊本県 (5)、大分県 (2)、宮崎県 (1)、鹿児島県 (1)  
合計：36 都道府県で 105 業者（ ）内は認定数

(参考)

認定鳥獣捕獲等事業者が 1 者以上認定されている都道府県



平成29 (2017) 年2月28日現在

認定鳥獣捕獲等事業者制度に関するお問い合わせ先 各都道府県担当部署

編集・発行 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話：03-3581-3351 (代表)

